

○所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例

昭和48年3月31日条例第2号

改正

昭和53年10月1日条例第45号

昭和57年12月28日条例第42号

昭和59年12月25日条例第42号

昭和61年12月20日条例第65号

平成5年10月1日条例第28号

平成6年10月1日条例第27号

平成10年7月1日条例第31号

平成13年10月1日条例第37号

平成18年3月27日条例第11号

平成18年9月26日条例第36号

平成20年3月27日条例第9号

平成20年6月30日条例第27号

平成21年3月25日条例第7号

平成21年9月25日条例第19号

平成22年3月29日条例第7号

平成23年3月25日条例第14号

平成24年3月30日条例第12号

平成24年12月28日条例第55号

平成25年3月28日条例第11号

平成26年9月30日条例第59号

平成30年3月30日条例第14号

平成30年10月10日条例第41号

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、重度心身障害児等に対し医療費の一部を助成し、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「重度心身障害児等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同制度の規定する「㊦」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者で高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの又は75歳以上の者で同表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

（対象者）

**第2条の2** この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害児等であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）
  - ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所し、入院し、又は入居している者（共同

生活援助を行う住居への入居者を含む。)

イ 他の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者を除く。）

（ア） 対象者が18歳以上の場合においては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者

（イ） 対象者が18歳未満の場合においては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は保護者の住所が明らかでないときは、保護者の現在地が市内にある者

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

（2） 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条

又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（次に掲げる者に限る。）

ア 対象者が18歳以上の場合においては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が市内に住所を有していた者。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでないときは、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者

イ 対象者が18歳未満の場合においては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は保護者の住所が明らかでないときは、保護者の所在地が市内にある者

- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者
  - (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの
  - (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
  - (11) その他市長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
  - (3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
  - (4) 重度心身障害児等となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第4号に規定する重度心身障害児等で65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているものを除く。
- (所得の制限)

**第2条の3** 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。次項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えたときは、その年の10月1日から翌年の9月30日までの間は、第4条の2第1項に規定する受給者としなない。

- 2 前項の所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、その額の計算方法は政令第5条の規定の例によるものとする。
- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額

(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときは、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの間は、第1項の規定を適用しない。

(助成)

**第3条** 市は、次に掲げる費用(以下「一部負担金等」という。)について、対象者に助成するものとする。ただし、一部負担金等について付加給付がある場合においては、当該付加給付額は控除するものとする。

(1) 対象者に係る医療(法令又はそれに準ずる規定により給付される医療を除く。)について、医療保険各法の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用のうち被保険者等が負担すべき費用(入院時食事療養費がある場合の当該費用について助成の対象となる額は、生活療養標準負担額(食費相当額に限る。)及び入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額とする。)

(2) 法令又はそれに準ずる規定により対象者に係る医療の給付を受けた場合において、当該給付に要する費用のうち、対象者又はその扶養義務者が当該法令の規定により負担すべき費用があるときは、当該費用

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、助成の対象としない。

(1) 被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、当該額

(2) 第2条第3号に規定する重度心身障害児等が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときは、当該一部負担金等(受給資格の登録)

**第4条** 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、対象者と認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。

3 市長は、第1項の申請に対して、対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

(受給者証の交付等)

**第4条の2** 市長は、受給資格登録者に対し、医療費の助成を決定したときは、当該受給資格登録者(以下「受給者」という。)に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、受給資格登録者に対し、医療費の助成をしないときは、規則で定めるところ

ろにより、当該受給資格登録者に通知するものとする。

- 3 受給者は、医療機関等において医療を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証を提出するとともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

**第5条** 医療費の助成は、受給者の申請に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等に相当する額を代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対して医療費の助成があつたものとみなす。

(届出義務)

**第6条** 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、毎年、所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第7条** 助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

**第8条** 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から対象者が損害賠償を受けたときは、その限度において、助成費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成費に相当する額を返還させることができる。

(助成費の返還)

**第9条** 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その助成費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和53年10月1日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年12月28日条例第42号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年12月25日条例第42号）

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和61年12月20日条例第65号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（平成5年10月1日条例第28号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

**附 則**（平成6年10月1日条例第27号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

**附 則**（平成10年7月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

**附 則**（平成13年10月1日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した費用について適用し、同日前の診療に要した費用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月27日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明証の交付を受けている者は、第1条による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例第2条の2に



規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定する対象者とみなす。

**附 則**（平成18年 9 月26日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に要した費用について適用し、施行日前の診療に要した費用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 3 月27日条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例第2条の2第1項第8号に該当する者であって現に受給者証又は受給証明書の交付を受けているものが、この条例の施行の日に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

**附 則**（平成20年 6 月30日条例第27号）

この条例は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月25日条例第 7 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年 9 月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月29日条例第 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

（所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費につ

いては、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月25日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

（所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 3 月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第 2 条の 2 に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

**附 則**（平成24年12月28日条例第55号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第12条の規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 9 月30日条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 2 第 2 項第 2 号の改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後に重度心身障

害児等となった者について適用し、同日前に重度心身障害児等となった者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の第2条の2第1項第1号キ及び同項第8号の規定の適用を受けている者については、この条例の規定による改正後の第2条の2第1項第1号キ及び同項第8号の規定の適用を受けている者とみなす。
- 3 この条例による改正後の第2条の2第1項第1号ク及び同項第10号の規定は、この条例の施行の日以後に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条の2の規定により後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年10月10日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者であって当該受給者証の有効期間が継続するものに対する改正後の第2条の3、第4条の2第1項及び第2項並びに第6条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用する。